

## 平成19年度市町村等健全化判断比率等について(速報値)

### <ポイント>

- 財政健全化法の一部施行により、今年度から健全化判断比率等を公表
- 県内40市町村で健全化判断比率が早期健全化基準以上となる団体は、実質赤字比率ではなし、連結実質赤字比率では2団体、実質公債費比率では4団体、将来負担比率では2団体
- 実数として、早期健全化基準以上となる団体は6団体（財政再生基準以上はなし）
- 公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となる会計は20会計（14団体）

### 1. 財政健全化法について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(いわゆる「財政健全化法」)が、平成20年4月から一部施行され、今年度より、財政の健全度を示す、健全化判断比率(「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標)及び公営企業会計に係る「資金不足比率」を議会に報告し、住民に公表することとなった。

健全化判断比率のいずれかの比率が早期健全化基準以上となった場合、財政健全化計画を定める「財政健全化団体」となり、また、将来負担比率を除く3指標について、早期健全化基準よりも悪化し、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定める「財政再生団体」となる。

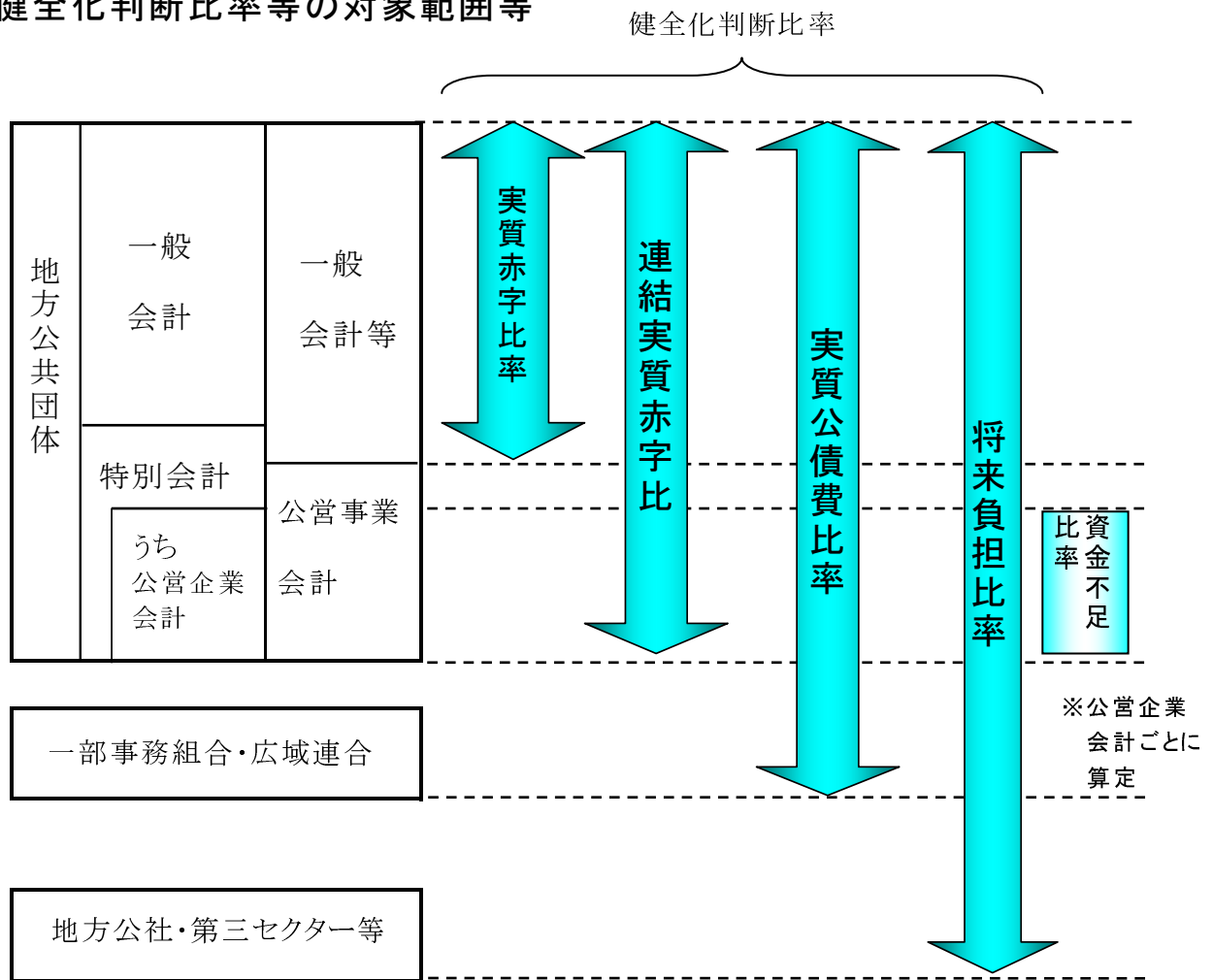
また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を定める「経営健全化団体」となる。

〔 法令上、今年度は指標の算定・公表のみが義務化されており、早期健全化基準等以上となった場合の財政健全化計画等の策定義務が発生するのは、来年度以降となる。 〕

※ なお、総務省公表の速報値は、9月5日現在であるが、本資料の数値については、その後の数値変更を折り込み、平成20年9月17日現在の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、また今後、変動する可能性がある。

参考：

○健全化判断比率等の対象範囲等



※ 「資金不足比率」は、市町村のみならず、一部事務組合も算定する

○法律の施行に向けたスケジュール

平成19年度 6/22	平成20年度 4/1 秋	平成21年度 4/1 秋
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標の公表に係る規定の施行</li> <li>19年度決算に基づく指標の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定義務等に係る規定の施行</li> <li>20年度決算に基づく指標の公表</li> <li>計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画等を策定（21年度内）</li> </ul>

## 2. 健全化判断比率について

### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計や一部の特別会計（以下、「一般会計等」という）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除して表した指標である。

#### ◆実質赤字額・実質赤字比率の状況

県内市町村のうち、実質収支が赤字の団体、つまり実質赤字のある団体は5団体であり、その赤字額及び赤字比率は以下のとおりであるが、いずれの団体も早期健全化基準未満となっている。

#### ○ 実質赤字のある団体

（単位：百万円、％）

団体名	実質赤字額	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	(参考) 18年度比率
黒石市	289	3.09	13.45	20.00	7.65
むつ市	2,103	12.59	12.66	20.00	12.66
鱒ヶ沢町	28	0.55	15.00	20.00	-
深浦町	201	4.11	15.00	20.00	6.31
大鰐町	22	0.61	15.00	20.00	-
五所川原市	-	-	12.69	20.00	0.55

※ 早期健全化基準は財政規模に応じ、11.25％～15.00％となっている

※ (参考)18年度比率については、分母に臨時財政対策債発行可能額を加えて算定し直したもの

### ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等や水道事業会計等の公営企業会計など、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模の額で除して表した指標である。

#### ◆連結実質赤字額・連結実質赤字比率の状況

県内市町村のうち、連結実質収支が赤字の団体、つまり連結実質赤字のある団体は9団体であり、その赤字額及び赤字比率は以下のとおりであるが、早期健全化基準以上となる団体は、黒石市及び大鰐町の2団体となっている(財政再生基準(40.00%)以上はなし)。

○ 連結実質赤字のある団体

(単位：百万円、%)

団体名	連結実質赤字額	連結実質赤字比率	基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
黒石市	2,703	28.90	18.45	40.00
むつ市	2,424	14.51	17.66	40.00
今別町	83	5.07	20.00	40.00
鱒ヶ沢町	3	0.05	20.00	40.00
大鰐町	930	26.45	20.00	40.00
板柳町	232	5.94	20.00	40.00
鶴田町	173	4.62	20.00	40.00
中泊町	191	3.94	20.00	40.00
三戸町	689	17.71	20.00	40.00

※ 早期健全化基準は財政規模に応じ、16.25%～20.00%となっている

※ 財政再生基準は、H20、21 決算が 40%、H22 決算が 35%、H23 以降が 30%の経過措置が設けられている

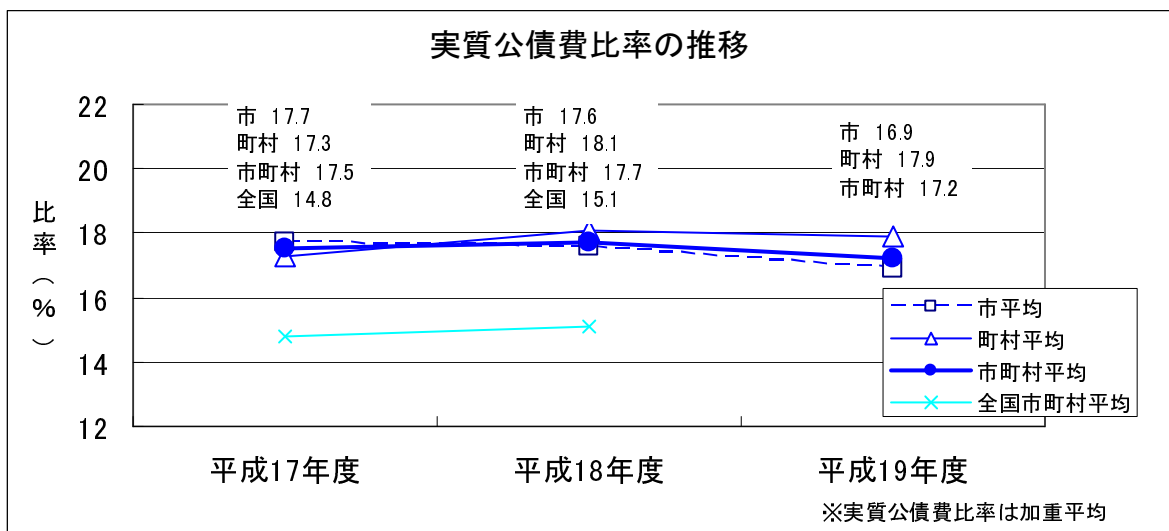
### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

#### ◆実質公債費比率の状況

県内市町村全体における、実質公債費比率(加重平均)は、17.2%となっており、そのうち早期健全化基準(25.0%)以上となる団体は、黒石市、深浦町、西目屋村及び田舎館村の4団体となっている(財政再生基準(35.0%)以上はなし)。

なお、実質公債費比率は、18年度から、地方債の発行が従来の許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された財政指標であるが、18%以上の団体は、地方債の発行に当たって引き続き許可が必要となり、本県では、24団体(前年度24団体)が18%以上となっている。



○ 実質公債費比率が早期健全化基準以上の団体

(単位：%)

団体名	実質公債費比率			(参考) 18年度比率
		早期健全化基準	財政再生基準	
黒石市	25.1	25.0	35.0	23.7
深浦町	25.4	25.0	35.0	25.7
西目屋村	26.8	25.0	35.0	25.9
田舎館村	26.1	25.0	35.0	26.5
田子町	24.6	25.0	35.0	26.1

#### ④ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることのできる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

#### ◆ 将来負担比率の状況

県内市町村全体における、将来負担比率(加重平均)は、177.5%となっており、そのうち早期健全化基準(350.0%)以上となる団体は、鱈ヶ沢町及び大鰐町の2団体となっている。

県内市町村全体における、将来負担比率の構成要素をみると、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額の占める割合が高く、将来負担比率を引き下げる要素としては、将来の普通交付税に算入される基準財政需要額算入見込額の占める割合が高い。

○ 将来負担比率の構成要素の内訳(市町村全体)

(単位：百万円)

将来の負担となる額		計	1,355,579
	地方債の現在高		807,656
	債務負担行為に基づく支出予定額		16,082
	公営企業債等繰入見込額		307,129
	組合等地方債現在高負担等見込額		63,179
	退職手当負担見込額		130,006
	設立法人の負債等負担見込額		12,357
	土地開発公社		5,602
	第三セクター等		6,755
	連結実質赤字額		7,427
	組合等連結実質赤字額負担見込額		11,742
	充当可能基金		70,893
	充当可能特定歳入		53,583
	基準財政需要額算入見込額		692,406
	充当可能財源等	計	816,882

将来負担額  
(市町村全体)  
**538,697**  
百万円

↓

将来負担比率  
(市町村全体)  
**177.5%**

差引

○ 将来負担比率が早期健全化基準以上の団体

(単位：百万円、%)

団体名	将来負担額	将来負担比率	
			早期健全化基準
鱒ヶ沢町	12,992	378.7	350.0
大鰐町	12,579	409.4	350.0

※ 将来負担比率は、ストック指標であり、それ自体では直ちに財政悪化が切迫した状況を表しているとは必ずしもいえないことなどから、財政運営の自由度を制約する「財政再生基準」は設定されていない。

再掲： 健全化判断比率が早期健全化基準以上の団体

(単位：%)

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
		早期健全化基準		早期健全化基準		早期健全化基準		早期健全化基準
黒石市	3.09	13.45	28.90	18.45	25.1	25.0	314.8	350.0
鱒ヶ沢町	0.55	15.00	0.05	20.00	19.0	25.0	378.7	350.0
深浦町	4.11	15.00	-	20.00	25.4	25.0	191.9	350.0
西目屋村	-	15.00	-	20.00	26.8	25.0	120.0	350.0
大鰐町	0.61	15.00	26.45	20.00	17.7	25.0	409.4	350.0
田舎館村	-	15.00	-	20.00	26.1	25.0	210.3	350.0

### 3. 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する割合を比率で表した指標である。

#### ◆ 資金不足比率の状況

県内市町村及び一部事務組合の経営する公営企業会計(166)のうち、資金不足のある公営企業会計は30会計(21団体)あり、そのうち資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上となる公営企業会計は20会計(14団体)となっている。

#### ○ 資金不足のある公営企業

(単位：百万円、%)

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額	資金不足比率	
						経営健全化基準
青森市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	997	37.1	20.0
弘前市	病院事業会計	病院事業	法適	399	10.6	20.0
	公共下水道事業特別会計	下水道事業	法非適	234	8.7	20.0
	岩木観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	661	2,170.7	20.0
八戸市	八戸市自動車運送事業会計	交通事業	法適	1,016	74.4	20.0
	八戸市立市民病院事業会計	病院事業	法適	1,721	15.0	20.0
黒石市	病院事業会計	病院事業	法適	1,647	35.9	20.0
	下水道事業会計	下水道事業	法適	1,431	499.3	20.0
	温泉供給事業特別会計	観光施設事業	法非適	194	1,465.6	20.0
	観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	236	3,797.9	20.0
五所川原市	病院事業会計	病院事業	法適	249	4.0	20.0
十和田市	病院事業会計	病院事業	法適	1,383	26.3	20.0
むつ市	用地造成事業会計	宅地造成事業	法非適	1,288	89.9	20.0
つがる市	国民健康保険病院事業会計	病院事業	法適	24	1.3	20.0
平内町	国民健康保険平内中央病院事業会計	病院事業	法適	176	16.6	20.0
今別町	今別地区簡易水道事業特別会計	簡易水道事業	法非適	28	33.0	20.0
鱒ヶ沢町	病院事業会計	病院事業	法適	140	8.8	20.0
大鰐町	病院事業会計	病院事業	法適	284	28.6	20.0
	休養施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	300	250.0	20.0
	温泉事業特別会計	観光施設事業	法非適	362	2,148.8	20.0
田舎館村	田舎館村下水道事業会計	下水道事業	法適	222	303.2	20.0
	田舎館村農業集落排水事業会計	下水道事業	法適	2	29.0	20.0
板柳町	国民健康保険板柳中央病院事業会計	病院事業	法適	719	98.6	20.0
鶴田町	病院事業会計	病院事業	法適	708	54.3	20.0
六戸町	国民健康保険病院事業特別会計	病院事業	法適	26	6.1	20.0
三戸町	病院事業特別会計	病院事業	法適	960	59.7	20.0
五戸町	病院事業会計	病院事業	法適	177	7.5	20.0
公立金木病院組合	病院事業会計	病院事業	法適	960	67.5	20.0
一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	病院事業	法適	6,942	60.4	20.0
北部上北広域事務組合	病院事業会計	病院事業	法適	113	5.0	20.0

※ 弘前市の公共下水道事業特別会計は、法適化に伴う打ち切り決算により資金不足が生じたもの